

『すまいるぱーく 会員規約同意書』

第1条(基本定義)

- すまいるぱーくの会員は「すまいるぱーく」会員(以下「会員」という)と称します。
- 会員は、「子育て 親育ち 地域子育て」という、すまいるぱーくの方を理解していただける方とします。
- 本規約における会員とは、すまいるぱーくに対し、申込み方法の如何にかかわらずすまいるぱーくへの入会を申し込み、本店がこれを承諾した申込者といたします。会員は、すまいるぱーくが入会を承諾した時点を持って、当会員規約の内容を承諾しているものとみなします。

第2条(目的)

- 本規約は、会員がすまいるぱーくの施設およびサービスを利用し、会員の心身の発達・成長、会員相互の親睦と交流を図ることにより、子育てについての直接的・間接的な支援をうける事を目的とします。

第3条(会員の種別)

- 代表者1名のご登録とあわせて、二親等以内の同居するご家族の方は、会員となることができます。同居していても二親等を超えるご家族、またご友人等については、別途、代表者によるご登録が必要となりますが、会員の方向伴でデジタル登録をし、施設を利用いただくことは可能です。なお、会員の種類はすまいるぱーくの運営上の判断により、変更する場合があります。

第4条(退会)

- 会員は、すまいるぱーくが別に定める手続きにより任意で退会できるものとします。

第5条(会員失格の喪失)

- 退会届を提出したとき。
- 虚像不実の登録・申告が判明したとき。
- 本人が死亡したとき。
- 公序良俗を乱す等、著しくすまいるぱーくの目的に反する行為のあったとき。
- 会員が暴力団・暴力団員・暴力団関係者・総会屋・その他反社会的勢力である場合、もしくは、それに準ずるとすまいるぱーくが判断したとき

第6条(会員資格)

- 会員資格は、譲渡・転貸することはできません。また、譲渡・転貸した場合は、会員資格を剥奪することとなります。

第8条(細則)

- すまいるぱーくは、本規約に定めない事項ならびに業務運営上必要な事項をその他の運営規則によって定めるものとします。

(腑則)

- 本規約およびその他運営規則の改正・変更等は、すまいるぱーくが必要に応じてこれを行う事があります。本規約は、2013年8月30日から執行します。

平成 年 月 日

すまいるぱーく会員申込書

・私は会員規約に関する条項に同意の上、すまいるぱーく会員に申し込みます。

受付者 サイン		確認 証明証		免許証・保険証 その他()			
保護者様のお名前をご記入ください			生年月日	性別	会員ナンバー		
お子様とのご関係、父母・祖父母・その他()			昭和・平成 年 月 日	男・女			
氏名	フリガナ						
住所	〒						
	自宅TEL:		携帯:				
携帯メール アドレス	@		PCメール アドレス	@			
お子様のお名前		性別	生年月日	お子様のお名前		性別	生年月日
フリガナ		男・女	昭和・平成 年 月 日	フリガナ		男・女	昭和・平成 年 月 日
フリガナ		男・女	昭和・平成 年 月 日	フリガナ		男・女	昭和・平成 年 月 日

※太枠内すべてご記入ください